

まちづくり交付金 事後評価方法書

鶴田地区

平成20年5月

栃木県宇都宮市

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1: 消防困難地域の解消

A: 事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の基準時点	・ 都市再生整備計画作成時(平成15年12月1日時点)
②実施主体	西部区画整理事業課 (事業担当課)
③求め方	・ 当鶴田地区の鶴田第1土地区画整理事業施行期間の始期が平成5年度であるため、同年度の現況図により従前値を求めた。 ・ 平成5年度末時点の地区内で消火栓が整備されている道路から100m (ホースの最大延長) の幅で線を引き、道路と当該線で囲まれた部分を求積した数値を消防困難地域の解消がなされた面積とし、地区面積からこの消防困難地域の解消がなされた面積を差引いた数値を従前値として設定した。

B: 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	平成20年5月1日時点
⑤実施主体	西部区画整理事業課 (事業担当課)
⑥データの計測手法	・ 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 ・ 従前値の計測手法は、「消火栓が整備されている道路から100mの幅で線を引き、道路と当該線で囲まれた部分を求積した数値」としたが、この計測手法を評価値に採用した場合、消火栓を使用した消火活動の実状と相違するため、評価値の計測手法を「整備が完了した道路の消火栓から半径100mの円を描き、この円を求積した数値」と変更し、この円を求積した数値を消防困難地域の解消がなされた面積とし、地区面積からこの消防困難地域の解消がなされた面積を差引いた数値を計測する。
⑦評価値の求め方	・ 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 ・ そこで、平成20年5月時点で上記計測手法に基づき確認できる数値に、平成20年度の工事発注図書を勘案し推計する。 ・ よって、上記推計値を評価基準日【平成21年3月31日】の評価値(見込みの値)とする。

⑧確定/見込みの別		確定
	●	見込み

C: フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップの必要性	●	あり
		なし
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点(平成21年5月1日時点)	
⑪実施主体	西部区画整理事業課 (事業担当課)	
⑫求め方	・ 平成21年5月に確定する地区内の整備が完了した道路の消火栓から半径100m (ホースの最大延長) の円を描き、この円を求積した数値を消防困難地域の解消がなされた面積として、地区面積からこの消防困難地域の解消がなされた面積を差引いた数値を確定値とする。	

指標 2 :		公園まで歩いて利用できる地域面積の向上	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の 基準時点	都市再生整備計画作成時（平成15年12月1日時点）		
②実施主体	西部区画整理事業課（事業担当課）		
③求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・当鶴田地区の鶴田第1土地区画整理事業施行期間の始期が平成5年度であるため、同年度の現況図により従前値を求めた。 ・平成5年度末時点の地区内の公園の中心から、公園誘致距離250mを半径とする円を描き、当該円の面積を求積し、従前値として設定した。 		
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成20年5月1日時点		
⑤実施主体	西部区画整理事業課（事業担当課）		
⑥データの 計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 ・地区内の公園の中心から、公園誘致距離250mを半径とする円を描き、当該円の面積を求積し計測する。 		
⑦評価値の 求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはいえない状況が予想される。 ・そこで、平成20年5月時点で確認できる上記の数値に平成20年度の工事発注図書を勘案し、推計する。 ・よって、上記推計値を評価基準日【平成21年3月31日】の評価値（見込みの値）とする。 		
⑧確定／見 込みの別		確定	
	●	見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップ の必要性	●	あり	
		なし	
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点（平成21年5月1日時点）		
⑪実施主体	西部区画整理事業課（事業担当課）		
⑫求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月に確定する地区内の公園の中心から、公園誘致距離250mを半径とする円を描き、当該円の面積を求積し、確定値とする。 		

指標3：		福祉療育施設の利用者数	
A：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成15年12月1日時点）		
②実施主体	西部区画整理事業課（事業担当課）		
③求め方	・ 交付期間中である平成19年4月に開設された施設であることから、事前評価時の『従前値』は0と設定した。		
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成20年5月1日時点		
⑤実施主体	西部区画整理事業課（事業担当課）		
⑥データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 ・ よって、平成20年5月時点で確認できる「こども発達センター利用者統計」より利用者数を抽出し、過去1年間の傾向を勘案し、開館日1日あたりの利用者数を推計する。 		
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計測時点では、すべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはいえない状況が予想される。 ・ よって、上記推計値を評価基準日【平成21年3月31日】の評価値（見込みの値）とする。 		
⑧確定／見込みの別		確定	
	●	見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性	●	あり	
		なし	
⑩計測時期	交付終了後1年を経過した時点（平成22年3月31日時点）		
⑪実施主体	西部区画整理事業課（事業担当課）		
⑫求め方	・ 平成21年度の福祉療育施設利用者数を年度末最終日である平成22年3月31日に集計し、開館日1日あたりの利用者数求め確定値とする。		

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標：	公園までの徒歩所要時間の短縮	
記述理由	・ 指標2「公園まで歩いて利用できる地域面積の向上」に関連した効果発現「公園までの徒歩所要時間の短縮」の状況を表すその他指標を設定した。	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成15年12月1日時点）	
②実施主体	西部区画整理事業課（事業担当課）	
③求め方	・ 当鶴田地区の鶴田第1土地区画整理事業施行期間の始期が平成5年度であるため、同年度の現況図により従前値を求めた。 ・ 平成5年度末時点での鶴田第1土地区画整理事業地内で、至近距離の公園までの徒歩所要時間(4 km/h)を計測し、最短所要時間の一番要する時間を従前値として設定した。	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成20年5月1日時点	
⑤実施主体	西部区画整理事業課（事業担当課）	
⑥データの計測手法	・ 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 ・ 鶴田第1土地区画整理事業地内で、至近距離の公園までの徒歩所要時間(4 km/h)のうち最短所要時間の一番要する時間を計測する。	
⑦評価値の求め方	・ 測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはいえない状況が予想される。 ・ そこで、平成20年5月時点で確認できる上記の数値に平成20年度の工事発注図書を勘案し、推計する。 ・ よって、上記計測値を評価基準日【平成21年3月31日】の評価値（見込み値）とする。	
⑧確定／見込みの別	<input type="checkbox"/> 確定	
	<input checked="" type="checkbox"/> 見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> あり	
	<input type="checkbox"/> なし	
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点（平成21年5月1日時点）	
⑪実施主体	西部区画整理事業課（事業担当課）	
⑫求め方	・ 平成21年5月に確定する鶴田第1土地区画整理事業地内で、至近距離の公園までの徒歩所要時間(4 km/h)を計測し、最短所要時間の一番要する時間を確定値とする。	

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C : 事後評価時の確認方法

①時 期

②確 認 先

③確認方法

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

公園整備計画についてワークショップを実施することで策定した。

C : 事後評価時の確認方法

①対 象 公園緑地課等の主催するワークショップ等の実施状況について確認する。

②時 期 交付終了年度 (平成 20 年 8 月～9 月)

③確 認 先 公園緑地課

④確認方法 ワークショップの活動記録及び議事録で、住民参加プロセスの実行状況を確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

公園、街路樹網の整備後については、整備に関するワークショップ参加者や自治会、育成会及び子供会等既存の組織を核として、公園愛護会・樹木の里親への移行を働きかけ、活動組織の体制づくりを進めるとともに、維持管理に必要な物品の提供、維持管理リーフレットによる啓蒙活動、管理・活動アドバイザー派遣等を導入するなどして、更なる公共施設の愛護精神の高揚を図り、地域住民を主体とした継続的なまちづくりを支援する。

C : 事後評価時の確認方法

①対 象 公園愛護会の活動状況、樹木里親制度の登録状況について確認する。

②確 認 先 交付終了年度 (平成 20 年 8 ～9 月)

③実施主体 公園緑地課

④確認方法 公園愛護会等について活動報告書で、持続的なまちづくり体制の活動状況を確認する。

(3) 効果発現要因の整理

①時 期	平成20年8月～9月
②実施主体	西部区画整理事業課（事業担当課）
③検討体制	西部区画整理事業課が主体となり、事業に関わる関係各課（都市計画課、公園緑地課等）による庁内の横断的な組織により検討を行う予定である。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

①時 期	平成20年8月～9月
②実施主体	西部区画整理事業課（事業担当課）
③検討体制	上記の検討体制において、ブレーン・ストーミングにより整理する予定である。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	平成20年10月	平成21年3月
②実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課） 西部区画整理事業課（事業担当課）	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
③公表方法	広報誌等を活用しあらかじめ周知し、市ホームページへの掲載及び事業担当課において公表する予定である。公表期間は2週間とする。	市ホームページへの掲載及び事業担当課において公表する予定である。公表期間は1年間とする。

(6) まちづくり交付金評価委員会の審議

①時 期	平成20年11月
②実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
③設置・運用方法	学識経験のある有識者等からなるまちづくり交付金に関わる「まちづくり交付金評価委員会」を構成する。まちづくりの観点からまちづくり交付金に限定し事後評価を行うよう要綱で運用する。

(7) 有識者からの意見聴取

①聴取方法	ア■ 「効果発現要因の整理」「今後のまちづくり方策の作成」「まちづくり交付金評価委員会の審議」のいずれかにおいて有識者が参画し、意見を聴取する イ□ ア以外のその他の機会において、有識者から適宜意見を聴取する （実施時期・方法： ） ウ□ 有識者からの意見聴取は実施しない
-------	---

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置の状況	ア□ 費用は発生しない イ■ 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ□ 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ□ その他（ ）
----------	---

都道府県名	栃木県
市町村名	宇都宮市
地区名	鶴田地区
計画期間	平成16年度～平成20年度
作成者	部署 都市開発部西部区画整理事業課鶴田第2グループ
	役職 総括主査
	氏名 篠原 久男
連絡先	T E L 028-632-2637
	F A X 028-632-5421
	E-mail u1216@city.utsunomiya.tochigi.jp